

公共施設等整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 1 号

公共施設等整備基金条例を廃止する条例

公共施設等整備基金条例（昭和63年岩手県条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。